

委員 長 報 告 書

さる 12 月 4 日の本会議において、本委員会に付託された
議案第 13 号 橋本市公共施設等総合管理計画策定委員会条例について
議案第 26 号 公の施設の指定管理者の指定について
議案第 28 号 公の施設の指定管理者の指定について
を審査するため、12 月 5 日に委員会を開催し、慎重審査の結果、いずれも
全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要
を報告いたします。

記

議案第 13 号は、平成 28 年度までの 3 ヶ年で公共施設等の総合的な管理
を行うための計画を策定するにあたり、幅広く外部の意見を求めるため、
市長の附属機関として新たに委員会を設置するための条例である。

委員から、市の若手職員らの提案など計画策定への関わりについて た
だしがあり、HMP48 等研究グループから提言を受け、本委員会において
審議する方法もあると考えている との答弁がありました。

市民公募による委員選考において、選考の考え方、また、条文中「適任
者がなかったとき」とあるが、適任でないと判断する根拠について た
だしがあり、計画を実効性のあるものとするためには、活発で幅広い議論が
必要であり、いろんな分野の市民に入っていただくことが望ましいと考
えている。また、適任者であるかどうかについては、公募段階で動機や意
気込みを尋ね、公共施設を総合的に判断できる人物かどうかを判断する
との答弁がありました。

議案第 26 号は、これまでの管理運営実績が良好である公益財団法人橋
本市文化スポーツ振興公社を平成 27 年 4 月 1 日から 30 年 3 月 31 日までの
3 年間引き続き指定するものである。

委員から、当該法人から提出された収支予算書の利用料金収入及び人件

費支出にかかる年度毎の差違について ただしがあり、利用料金収入については各年度の行事計画等の見通しを基に予算化したものである。また、人件費支出については、館長ほか計4名の人件費で、正規職員の昇給分を含めた予算計上となっている との答弁がありました。

当該法人を指定するにあたり、市と法人の馴れ合いと受け取られることのないよう留意する必要があること、また市の現幹部職員が法人の役員等に就任していることについて ただしがあり、指定管理者の指定においては、公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例及び同条例施行規則に基づき行っており、事業報告を提出させるとともに必要に応じて実地調査や指導等を行うことで適正な管理状況を確保している。市は当該公社の設立にかかる出資団体であり、その運営に関与、監視するために役員等に就任している との答弁がありました。

議案第28号は、引き続き岸上区を平成27年4月1日から29年3月31日までの2年間指定するものである。なお、当該施設は今回の指定管理期間が満了する平成29年3月末をもって廃止することとなっており、この間修繕の必要が生じたとしてもこれを行わず、その時点で施設の廃止となる場合がある。

委員から、自宅に風呂の無い方等への対応について ただしがあり、当該施設はコミュニティ・語らいの場としての役割が大きいが、風呂の無い方には、既存の民間施設の入浴料との差額補助、または他の市施設への役割の移管等、岸上区と十分協議していきたい との答弁がありました。